



鳥取県公報

平成12年 3月31日(金)

号外第32号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県肥料取締法施行細則（経営指導課）……………	2
	鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（ク）……………	3
	鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則（ク）……………	3
	鳥取県農業共済団体等検査規則の一部を改正する規則（ク）……………	4
	鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則（農産園芸課）……………	5
	養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則（畜産課）……………	8
	鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則（農村整備課）……………	8
	鳥取県営林管理員規則を廃止する規則（森林保全課）……………	9
◇ 告 示	農業近代化資金利子補給率の一部改正（経営指導課）……………	9

＝＝＝ 公布された規則のあらまし ＝＝＝

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 1 農業近代化資金を貸し付ける融資機関に対して県が上乘せして利子補給を行う資金に、農業経営改善計画、経営改善計画又は果樹園経営計画の認定を受けた者に対して貸し付ける当該農業経営改善計画等に従って行う農業経営の改善に必要な資金を加えることとした。
- 2 農業近代化資金を貸し付ける融資機関に対して県が上乘せして利子補給を行う資金から、次の資金を除くこととした。
 - (1) 転作を行う者に対して貸し付ける当該転作に必要な資金
 - (2) ぶどうのハウス栽培を行う者に対して貸し付ける当該ハウス栽培に必要な資金
- 3 施行期日等
 - (1) この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

- 1 専門技術課程の科に森林科を加え、定員を25名（現行 20名）に改めることとした。（第2条関係）
- 2 専門技術課程の森林科の授業科目及び授業時間数の基準を定めることとした。（別表関係）
- 3 介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が農業大学校を利用するときは、その使用料を減免することとした。（第36条関係）
- 4 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県農業共済団体等検査規則の一部を改正する規則

- 1 農業災害補償法に基づいて行う業務の状況等の検査の対象から農業共済事業を行う市町村及び農業共済組合連合会を除くこととした。
- 2 その他所要の規定の整備をすることとした。

3 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

1 事業報告書の写しの備付け期間（新第19条関係）

卸売業者が事業報告書の写しを備え付ける期間は、翌事業年度の事業報告書の写しを備え付けるまでの間とすることとした。

2 改善措置の命令に係る基準（新第20条関係）

卸売業者に対し必要な改善措置を命ずることができることとなる場合は、当該卸売業者の財産の状況が次のいずれにも該当する場合とすることとした。

- (1) 流動比率が100パーセントを下回ること。
- (2) 自己資本比率が10パーセントを下回ること。
- (3) 連続する3事業年度において経常損失が生じること。

3 その他

事業報告書の様式を見直す等所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

1 田園空間博物館整備事業において受益者から徴収する各年度の分担金の額を次のとおり定めることとした。(別表第1関係)

- (1) ほ場整備に係る事業 工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
- (2) 農業用排水施設整備事業及び農道整備事業 工事費の100分の20に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額

2 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

規 則

肥料取締法施行細則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第41号

肥料取締法施行細則

肥料取締法施行細則（昭和25年鳥取県規則第67号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、肥料取締法施行令（昭和25年政令第198号）及び肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事故肥料の譲渡許可の申請)

第2条 法第19条第2項の規定による許可を受けようとする者は、事故肥料譲渡許可申請書に許可を受けようとする肥料の見本500グラムを添えて知事に提出しなければならない。

(事故肥料成分票の添付)

第3条 法第19条第2項の規定による許可を受けた者は、当該肥料の容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個)に事故肥料成分票を付さなければならない。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第42号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号から第7号までを削り、第8号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 融資機関が、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の規定による経営改善計画の認定又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第4条の規定による果樹園経営計画の認定を受けた者に対し、別表第1号から第5号まで又は第7号に掲げる資金のうち当該農業経営改善計画、経営改善計画又は果樹園経営計画を実施するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

附則第4項を削る。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、この規則による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第43号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則(昭和59年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表専門技術課程の項中「畜産科」を「畜産科・森林科」に、「20人」を「25人」に改める。

第36条第1項第1号中「特に必要があると認めたと」を「定める基準に該当する」に、「当該障害者の健康の保持及び増進を図るために体育館を利用するとき」を「利用するとき（専用利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）」に改め、同項第3号中「体育館を利用するとき」を「利用するとき（専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき（専用利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。

第36条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。

- (1) 第1項第1号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示
- (2) 第1項第2号に定める事由 口頭による申出
- (3) 第1項第3号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示
- (4) 第1項第4号に定める事由 介護保険被保険者証の提示

別表の3の表専門科目の項を次のように改める。

専 門 攻 科 目	共 通 科 目		農業気象・農林業政策・簿記会計	80以上
	専 門 攻 科 目	園芸・畜産 共通	農業経営・農業機械・生物工学	80以上
		園 芸	園芸概論・園芸栽培各論・植物生理・植物育種・園芸栽培管理・園芸経営・園芸病虫害・土壌肥料・園芸流通	1,320以上
		畜 産	畜産概論・家畜生理・家畜繁殖・畜産栄養・家畜衛生・家畜審査・飼料作物・畜産経営・人工授精・受精卵移植	1,320以上
		森 林	造林学・森林保護学・林業機械・植栽保育施業・労働安全衛生・環境学・高性能林業機械・森林土木・林業経営・林業技術技能講習・先進林業研修	1,400以上

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県農業共済団体等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第44号

鳥取県農業共済団体等検査規則の一部を改正する規則

鳥取県農業共済団体等検査規則（昭和59年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

題名中「農業共済団体等」を「農業共済組合」に改める。

第1条中「、農業共済事業を行う市町村及び農業共済組合連合会」を削り、「団体」を「組合」に改める。

第2条中「団体」を「組合」に改め、「(農業共済事業を行う市町村(以下「市町村」という。)にあっては、当該事業に係る業務及び会計。以下同じ。)」及び「(市町村にあっては、農業共済事業の実施に関する条例)」を削る。

第3条中「農業共済団体等検査実施要領」を「農業共済組合検査実施要領」に、「団体の」を「組合の」に改める。

第6条の見出し中「呈示」を「提示」に改め、同条中「団体の責任者(農業共済組合及び農業共済組合連合会にあっては理事、市町村にあっては市町村長をいう。以下同じ。)」を「組合の理事」に、「呈示」を「提示」に改める。

第7条第1項中「(農業共済事業について地方公営企業法(昭和22年法律第67号)の財務規定等を適用していない市町村にあっては、会計年度)」を削る。

第8条中「団体」を「組合」に改める。

第9条中「、団体」を「、組合」に、「団体の責任者」を「組合の理事」に改める。

第10条第1項中「団体の責任者」を「組合の理事」に改め、同条第2項中「農業共済組合及び農業共済組合連合会にあっては監事、市町村にあっては監査委員」を「組合の監事」に改める。

第11条中「団体の責任者」を「組合の理事」に改める。

第12条第1項中「団体」を「組合」に改める。

第13条第1項第1号中「団体の責任者」を「組合の理事」に改める。

第15条第2項及び第3項中「団体」を「組合」に改め、同条第4項中「農業共済組合又は農業共済組合連合会」を「組合」に改める。

様式第1号中「団体」を「組合」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第45号

鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地方卸売市場条例施行規則(昭和47年鳥取県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

第16条第1項第2号中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「せり人」を「新たに指定したせり人」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 以前から指定しているせり人の氏名

第16条を第15条とし、第17条中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条中「3箇月」を「3月」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

(事業報告書の写しの備付け期間)

第19条 条例第17条第1項の規則で定める期間は、同項の規定により翌事業年度の事業報告書の写しを備え付け

るまでの間とする。

(改善措置の命令に係る基準)

第20条 条例第19条第2項の規則で定める場合は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 流動比率が100パーセントを下回ること。
- (2) 自己資本比率が10パーセントを下回ること。
- (3) 連続する3事業年度において経常損失が生じること。

別表を削る。

様式第8号中

せり人	氏名	
	住所	
	経歴	

を

新たに指定 したせり人	氏名	
	住所	
	経歴	
以前から指定して いるせり人の氏名		

に、「行な

わせる」を「行わせる」に改める。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号

事 業 報 告 書

職 氏 名 様

市場における 年 月 日から 年 月 日までの事業実績を、鳥取県地方卸売市場条例第16条の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

1 役員及び従業員の状況

(事業年度末現在)

区 分	役 員		従 業 員			臨時職員	計
	常 勤	非 常 勤	営 業 関 係		事 務 関 係		
			卸 売 業 務	兼 業 業 務			
人 数 (うちせり人)	()		()				()

2 取扱品目別の取扱高及び売上損益

区 分	受 託 販 売			買 付 販 売			合 計		
	数 量	金 額	委 託 手 数 料	数 量	金 額	買 付 販 売 損 益	数 量	金 額	売 上 総 利 益
(単 位)	トン、千本	百万円	百万円	トン、千本	百万円	百万円	トン、千本	百万円	百万円
青 野 菜									
	果 実								
果 小 計									
水 生 鮮									
	冷 凍								
	加 工								
物 小 計									
食 肉									
花 き									
そ の 他									
合 計(A)									
前 年 同 期 実 績(B)									
前 年 同 期 対 比 $\left(\frac{A}{B}\right)$	%	%	%	%	%	%	%	%	%

3 産地別入荷状況

区 分	県 内 産		県 外 産	
	数 量	金 額	数 量	金 額
(単 位)	トン、千本	千円	トン、千本	千円
青 野 菜				
	果 実			
果 小 計				
水 生 鮮				
	冷 凍			
	加 工			
物 小 計				
食 肉				
花 き				
そ の 他				
合 計				

4 奨励金の支出状況

奨 励 金 の 種 類	出 荷 奨 励 金	完 納 奨 励 金
金 額	千円	千円

- 注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 1の項中従業員との兼務役員は、役員の欄に記載すること。
- 3 1の項中臨時職員の欄は、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値（小数点以下の端数は、四捨五入すること。）を記載すること。
- 4 2の項及び3の項中花きの数量は千本単位（鉢物にあつては1鉢を8本に換算する。）とすること。
- 5 2の項及び3の項中取扱品目ごとの数量の合計については、花きを除いて集計すること。

- 添付書類 1 営業（業務）報告書
2 貸借対照表
3 損益計算書

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第46号

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則

養鶏振興法施行細則（昭和36年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を削り、第6条中「様式第5号」を「様式第3号」に改め、同条を第4条とし、第7条中「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第2条関係）」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号（第3条関係）」に改める。

様式第3号及び様式第4号を削り、様式第5号中「様式第5号」を「様式第3号（第4条関係）」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第6号中「様式第6号」を「様式第4号（第5条関係）」に、「行なう者」を「行う者」に改め、「昭和」を削り、同様式を様式第4号とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第47号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。
別表第1に次のように加える。

10 田園空間博物館 整備事業	
ア ほ場整備に係 る事業	工事費の100分の15に相当する額及び事務 費の100分の15に相当する額の合算額
イ 農業用排水 施設整備事業及 び農道整備事業	工事費の100分の20に相当する額及び事務 費の100分の15に相当する額の合算額

附 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

鳥取県営林管理員規則を廃止する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第48号

鳥取県営林管理員規則を廃止する規則

鳥取県営林管理員規則（昭和34年鳥取県規則第49号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

告 示

鳥取県告示第224号

平成 8年鳥取県告示第247号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成12年 4月 1日から施行する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

2を3とし、1の次に次のように加える。

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金を年0.75パーセントの割合で交付する場合	年0.75パーセント